平成２２年（フ）第１０１号
滋賀県東近江市五個荘中町185番地23
債務者　軽タウンこと　楠原　政信
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７２号
滋賀県蒲生郡日野町大字内池934番地アルモニーメゾンⅡ―103
債務者　千葉小百合（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７８号
滋賀県犬上郡豊郷町大字下枝７番地
債務者　澤　　公子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１００８号
広島市南区大州４丁目12番10―403号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５３号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目12番17号
債務者　岡田　友紀
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６号
山口県下関市大字吉田766番地３
債務者　松本　友子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
山口県下関市宮田町１丁目９番５号、前住所山口県下関市川中本町１丁目７番10―603号
債務者　藤田　二郎
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目10番21号
債務者　坂田　浩一
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
山口県下関市彦島杉田町２丁目９番３号
債務者　磯邉　裕子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
山口県下関市彦島向井町１丁目９番19号、前住所山口県下関市川中豊町７丁目７番７―203号
債務者　内田　博之
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
山口県下関市勝谷新町４丁目13番29号、前住所山口県下関市勝谷新町２丁目９番28号
債務者　田中　早苗
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
山口県下関市小月京泊８番１号
債務者　岩﨑　栄子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
愛媛県四国中央市川之江町612番地１　西新町団地５区の１―18棟２号
債務者　石川　公平
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１１８号
愛媛県西条市新田258番地、旧住所愛媛県西条市神拝甲355番地１
債務者　佐々木武臣
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１４５号
愛媛県西条市大町333番地３
債務者　川口　啓子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１２３号
福岡県飯塚市目尾515番地３　グリーンヒルズＡ203号
債務者　久次　義之
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１２４号
福岡県飯塚市目尾515番地３　グリーンヒルズＡ203号
債務者　久次　章子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１０１号
福岡県直方市大字頓野3883番地１
債務者　栗坪　睦美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所直方支部